

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書開示決定は、結論において妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和4年7月28日付け、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「土砂災害防止法に基づく基礎調査 伊舎堂区域F-Gブロックの基礎調査の成果」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書として「土砂災害防止法に基づく基礎調査（伊舎堂区域F-Gブロックの基礎調査の成果）」（以下「本件公文書」という。）を特定し、令和4年8月12日付けで公文書開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和4年8月29日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和5年4月7日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

伊舎堂区域F-Gブロック（以下「F-Gブロック」という。）の基礎調査の成果を開示せよ。

2 審査請求の理由（要旨）

開示請求で、土砂災害防止法に基づく基礎調査、F-Gブロックの基礎調査の成果を請求したが、開示された基礎調査の成果は、F-Gブロックのものではないため、F-Gブロックの基礎調査の成果を開示せよ。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

実施機関は審査請求人に所有するF-Gブロックの基礎調査成果物を全て開示しており、開示した以外の文書は存在しない。

2 弁明の内容

実施機関は、令和4年8月12日の公文書開示前に審査請求人と資料を確認し、同意のうえ成果物を開示した。実施機関は審査請求人に所有するF-Gブロックの基礎調査成果物を全て開示しており、開示した以外の文書は存在しない。また、それ以外の文書については、条例第11条第2項の規定に基づき不開示とする。

第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

令和4年11月17日に実施機関に対して、本件公文書が違う場所の資料であることを説明し、実施機関も理解していた。過去に本件開示請求と同様の開示請求を行った際も本件公文書と同じ資料が開示され、誤りを正す約束をしたが守られていなかった。

現在F-Gブロックは土砂災害警戒区域イエローゾーン（以下「イエローゾーン」という。）となっているが、内容に誤りがある本件公文書に基づいて判断されたのかどうかについて改めて調査し、イエローゾーンなのか土砂災害警戒区域レッドゾーン（以下「レッドゾーン」という。）なのか判断しなければならない。

中城村は村道城跡線の工事をF-Gブロックの場所で行っていたが、地滑り対策をしなかったことで実施機関から指導されている。また、中城村道城跡線の終点から県営中城公園の道路を実施機関が造ることになっているが、工事が進んでいる様子が見られない。

実施機関が先に県営中城公園内に遊具を造ってしまったために本来レッドゾーンにあたるこの場所をイエローゾーンにしたのか。また、中城村が村道城跡線の基礎工事を正しく行っていないために県営中城公園の道路工事が進まないのか、これらを知るためにF-Gブロックの本来の調査資料を提出せよ。

第6 審査請求人の口頭による意見の陳述の要旨

意見の陳述に当たり、審査請求人より審査会に対し、県営中城公園道路図及び自身が撮影した現場の写真の提出があった。意見の陳述の要旨は次のとおりである。

今回開示請求した場所において道路工事が始まっているが、この場所がイエローゾーンかレッドゾーンかによって、工事の内容や費用が大きく変わる可能性がある。

本件公文書では、F-Gブロックにレッドゾーンにあたると思われる赤色で示された箇所が含まれているが、実施機関はイエローゾーンとして道路工事を進めており、安全対策を怠った工事になることが懸念される。

基礎調査でレッドゾーンと記載があったものがイエローゾーンになった経緯を明らかにする必要がある。

イエローゾーンだと、法律上の規制がほとんどなくなり、安価で道路工事を行うことができるが、安全対策等ができていない道路になる。

レッドゾーンであれば、地滑り防止法や技術指針審査基準などに当てはめて設計を行う必要がある。また、近隣にある公園の整備に着手する際、都市計画法の許可申請の手続きや設計者の資格、公共施設の管理者等の同意、開発の基準がどうだったかという疑義がある。

今回開示請求した場所がイエローゾーンとレッドゾーンのいずれにあたるかは、当初、調査した資料が出てこないとはっきりしないため、開示してもらいたい。

実施機関に関する資料が、公文書管理法に当てはまった管理ができていないのか疑問であり、また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の行政文書の開示の義務という第5条第1号ロに当てはまっているのか疑問である。

初めて調査したものを実施機関が保管しているはずであり、もし保管していなければ、当初調査をした業者から資料を提供していただくことをお願いしたい。

用水路が崩壊したような写真や急傾斜地の写真を、当初業者が実施機関に提出していると思う。等高線と照らし合わせると用水路がだんだん崩れていっているのが分かると思うし、急傾斜地は大規模に崩れていることから、レッドゾーンに当てはまるだろうと考えている。

用水路崩壊箇所や急傾斜地について、令和4年に実施機関の職員に見てもらったが、用水路崩壊箇所については草が生い茂っており見ることができなかった。職員が写真を撮っているところは見たことがないが、何度も現場に入ったりボーリング調査を行っているので、写真や記録があると思う。

実施機関から訂正後の開示請求文書を提示されたが、用水路崩壊箇所や急傾斜地の写真等が含まれておらず、納得できるものではなかった。

道路工事の施工が始まった当時の中城村議長に、イエローゾーンとして工事を進めた場合の安全面に対する懸念等について話したところ、崩れたら税金で直せばよいという話をされ、何度も作り直せば業者も儲かるといった考えが実施機関と業者の間にあるのではないか。

時間が融通するのであれば、審査会委員にも一度現場を視察していただきたい。

第7 審査会の判断

審査会は、本件開示請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

審査会において、実施機関に対して本件公文書について確認したところ、以下のとおり回答を得た。

- ① 本件公文書はF-Gブロックに係る文書であるが、内容に誤りが含まれていたため、審査請求後に誤りの訂正を行った。また、本件公文書の他に特定すべき文書にあたる可能性があるものはないか改めて確認したが、開示請求時点では存在していなかった。
- ② 審査請求人が口頭意見陳述において主張した用水路崩壊箇所については、当該基礎調査時には写真を撮影しておらず、審査請求後に審査請求人と共に現場確認を行ったが、構造物らしきものは確認できなかった。また、審査請求人から場所を聴取した上で、実施機関の職員のみで行った別の用水路崩壊箇所の現場確認でも、構造物らしきものは確認できなかったため、写真を保有していない。
- ③ 審査請求人が口頭意見陳述において主張した急傾斜地については、当該基礎調査が土砂災害のうち地滑りの地形条件に合致する箇所を対象とした調査であるため、急傾斜地の地形条件については調査していないことから、写真を保有

していない。

用水路崩壊箇所や急傾斜地に係る写真を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。また、仮に保有していた場合でも、一般的に「基礎調査の成果」とは調査報告書等の成果物のことを指すと考えられることから、本件において、調査報告書を公文書として特定したことは妥当である。

本件公文書については、実施機関が内容に誤りが含まれていることを自認しているものの、審査会からの実施機関に対する確認に対し、開示請求時点においては、当該基礎調査の成果物としては本件公文書しか存在していなかった旨の回答があり、本件請求文書以外に特定すべき文書にあたるものが存在するという確たる証拠も認められないことから、本件公文書を特定し開示した実施機関の処分は妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(付言)

本件公文書については、前記のとおり内容に誤りが含まれていることが審査請求人より指摘されており、実施機関も認めているところである。

実施機関においては、今後、公文書の作成に際して内容の正確性について十分に留意するよう要望する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
柴田 優人	沖縄国際大学講師	
仲村 剛	弁護士	
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和5年4月12日	諮問書受理
令和6年8月26日	審議（第359回）
令和6年9月24日	審議（第360回）
令和6年10月28日	審議（第361回）
令和6年11月25日	審議（第362回）
令和6年12月23日	審議（第363回）